

○学校法人加計学園役員の退職手当支給規程

第1条 この規程は、加計学園の理事長・理事・監事等の退職手当について定める。

第2条 退職手当は、理事・監事等が退職した場合にその者（死亡による退職の場合にはその遺族）に支給する。

2 理事・監事等が退職した場合において、その者が退職の日、又はその翌日に再び同一の職についた時は、その退職については退職手当を支給しない。

第3条 退職手当の算定の基礎となる報酬月額は学校法人加計学園役員報酬及び評議員手当支給規程に定める報酬月額とする。

第4条 退職手当の額は、報酬月額に理事・監事としての勤続期間（月数）を乗じて得た額に次の各号の率を乗じて得た額の範囲内とする。

- (1) 理事長 50/100
- (2) 常勤理事 30/100
- (3) 非常勤理事 10/100
- (4) 常勤監事 25/100
- (5) 非常勤監事 8/100

第5条 退職手当の基礎となる勤続期間の計算は、理事・監事としての引き続いた在職期間による。

2 前項の在職期間の計算は理事・監事に就任した月から退職した月までの月数による。

3 理事・監事等が退職した場合において、その者が退職の日、又はその翌日に再び同一の職についた時は、前2項に定める在職期間の計算については引き続いて在職したものとみなす。

4 理事・監事の職位が変更した場合はそれぞれの職位における報酬月額に在職期間と支給率を乗じる。

第6条 この規程に定めるものの他、退職手当の支給については理事会の申し合せによる。

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則（令和元年12月24日第11回理事会）

この規程は、令和2年4月1日から施行し、これに伴い理事・監事の退職手当についての規約は廃止する。